

2019年度 大阪市立大学
ふるさと寄附金を財源とした「グローバル人材育成事業（女性研究者支援）」
女性研究者短期留学助成金 公募要領

1. 趣旨

女性研究者の国際的リーダー育成と大阪市立大学の研究・教育等の機能強化を目的に、共同研究活動につながる海外の大学等研究機関への短期留学にかかる費用を支援する。

2. 応募資格

以下の（1）から（3）のすべてに該当する者。

- （1）大阪市立大学に所属する女性教員（雇用期限の有無に関わらず、本学と雇用関係のある者。但し、非常勤講師は含まない）、女性のポスドク・研究員（本学で受け入れを許可され、研究に従事しているもの）。
- （2）所属する部局の長に留学の許可を得ること。また、本法人と雇用関係のある者は、雇用契約上の業務を行うこと。
- （3）留学期間が下記4. に該当するものであること。

3. 助成額

1件あたり上限 50 万円、採択予定 数件。

使途は、留学に要する渡航費、滞在費、その他留学に伴う経費で、2019年度内に支出を完了すること。

4. 留学期間

概ね3週間～3ヶ月を想定している。ただし、2019年度内であれば、これを越えることも可とする。

5. 応募方法

- （1）所定の申請書類（様式1-1、様式1-2、様式1-3）に必要事項を記載し、所属部局長の許可（様式1-1署名要）を得た上で、女性研究者支援室宛てに提出する。
- （2）申請時に、受け入れ機関からの承諾の文書を添付し、出発までに留学予定期間を明記した招聘状の写しを、日本語訳もつけて提出すること。

応募締切：2019年6月28日（金）17時 女性研究者支援室 必着

6. 選考方法等

(1) 選考方法

女性研究者支援室研究力向上専門部会で、書類選考及び必要に応じて申請者からの説明により決定する。

※必要に応じて面接等を行う場合がある。

(2) 審査結果

7月上旬に女性研究者支援室から通知する。

7. 研究成果等の報告

(1) 帰国後、2週間以内に所定の成果報告書（様式2）を提出すること。

(2) 研究成果報告会において、留学の経験、研究成果の報告を行うこと。

(3) 当該助成金の支援を受けて、研究の成果を著書・論文・報告書等で発表する際は、「大阪市ふるさと寄附金」を財源とした「グローバル人材育成事業（女性研究者支援）」により助成を受けたことを必ず表示すること。

8. その他

本助成金による旅行の手続きおよび旅費請求については、本学の旅費規程に基づき、行うこと。

9. 申請書等提出先及び問合せ先

大阪市立大学 女性研究者支援室

住所：〒558-8585 大阪市住吉区杉本 3-3-138

TEL：06-6605-3661

E-mail：ocu-support-f@ado.osaka-cu.ac.jp

URL：http://www.wlb.osaka-cu.ac.jp/